

令和 4年12月 7日
宮崎市環境指導課

A 当該喫煙所利用者の方へお尋ねします。

問1① たばこを吸う方のうち、当該指定喫煙所をよく利用しますか。当てはまるものを1つだけお選びください。

- 1
- ☐
- よく利用する(週に1回以上程度) 2
- ☐
- たまに利用する(月に1回以上程度)

問2 よく吸うたばこの種類はどちらですか。当てはまるものを1つだけお選びください。

- 1
- ☐
- 主に紙巻たばこを吸う 2
- ☐
- 主に加熱式たばこまたは電子たばこを吸う

B 当該喫煙所付近の通行者へお尋ねします。(たばこを吸う方は問1①と問2へ)

問1② たばこを吸わない方のうち、この通りをよく利用しますか。当てはまるものを1つだけお選びください。

- 1
- ☐
- よく利用する(週に1回以上程度) 2
- ☐
- たまに利用する(月に1回以上程度)

問3 橘通り、一番街、若草通りを条例で『美化推進区域』と『路上喫煙制限区域』に指定していますが、ご存知ですか。
また区域内には複数の指定喫煙所を設置していますが、ご存知ですか。当てはまるものを1つだけお選びください。

- 1
- ☐
- 区域指定のことも知っているし、指定喫煙所のことも知っている
-
- 2
- ☐
- 区域指定のことは知っているが、指定喫煙所のことは知らなかった
-
- 3
- ☐
- 区域指定のことは知らなかったが、指定喫煙所のことは知っている
-
- 4
- ☐
- どちらも知らなかった

問4 令和2年4月の改正健康増進法の施行に伴い、それまで12カ所あった指定喫煙所を令和3年度から段階的に閉鎖しており、現在では3カ所(ミスタードーナツ前、宮崎第一信用金庫前、市役所前交差点西側)になっていることをご存じですか。当てはまるものを1つだけお選びください。

- 1
- ☐
- 知っている 2
- ☐
- 聞いたことはあるが、詳しくは知らなかった 3
- ☐
- 知らなかった

次の問5の指定喫煙所は、利用者の特徴等がありますが、たばこの吸い殻のぼい捨て防止や受動喫煙防止の観点
を踏まえ、今後どうあるべきだと思いますか。当てはまるものを1つだけお選びのうえ、その理由も教えてください。理由の例) たばこの吸い殻のぼい捨てが増えると思うため残すべき
受動喫煙防止の観点や景観上から撤去すべき など

問5 ミスタードーナツ前(一番街)

【特徴: 繁華街にあるという特性上、夜間の利用者が多い】

- 1
- ☐
- 残した方が良い 2
- ☐
- 撤去した方が良い 3
- ☐
- どちらとも言えない

問6 問5の理由

問5 宮崎第一信用金庫前(橘通東2丁目)

【特徴: 近くに事業所があるという特性上、平日、通勤や昼休み時間帯の利用者が多い】

- 1
- ☐
- 残した方が良い 2
- ☐
- 撤去した方が良い 3
- ☐
- どちらとも言えない

問6 問5の理由

問5 市役所前交差点西側(橘通西1丁目)

【特徴: 近くに事業所があるという特性上、平日、通勤や昼休み時間帯の利用者が多い】

- 1
- ☐
- 残した方が良い 2
- ☐
- 撤去した方が良い 3
- ☐
- どちらとも言えない

問6 問5の理由

問7 路上喫煙制限区域外においては喫煙が禁止されていないため、たばこの吸殻のぼい捨てが多く見られる傾向にあります。このようなたばこの吸殻のぼい捨てを防止するため、路上喫煙制限区域外の屋外等に、新たに喫煙所を設置するとした場合、どのような形態のものが良いですか。当てはまるものを1つだけお選びください。

- 1
- ☐
- たばこの煙が漏れない完全密閉型の分煙喫煙所(設置費用等に数千万円程度が必要)
-
- 2
- ☐
- スタンド灰皿をパーティション等で囲う分煙喫煙所(設置費用等に数百万円程度が必要)
-
- 3
- ☐
- スタンド灰皿のみ
-
- 4
- ☐
- その他